

## 静岡県立農林環境専門職大学学位規程

### (目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学学則(以下「学則」という。)第42条第2項の規定に基づき、静岡県立農林環境専門職大学が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は学士(専門職)とし、付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 部 名 生産環境経営学部

専攻分野の名称 農林業

### (学位授与の要件)

第3条 前条の学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

### (学位記の授与)

第4条 学長は、学則41条の規程に基づき卒業を認定した者に、所定の学位記を授与する。

### (学位名称の使用)

第5条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、専攻分野の名称並びにこれを授与した本学名を付記するものとする。

### (学位の取消)

第6条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は当該学部の教授会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の議決をするには、教授会において3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意を得なければならない。

### (学位記の様式)

第7条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(別記様式)

〇〇第〇〇号

# 学位記

氏名

年 月 日生

本学生産環境経営学部生産環境経営学科  
の所定の課程を修めて本学を卒業したことを  
認め、農林業学士(専門職)の学位を授与する

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学学長 氏名

印

# Shizuoka Professional University of Agriculture

NAME

having completed the approved course of study

and passed the examinations

in the Faculty of Agricultural Production and

Management

is hereby conferred the Degree of

Bachelor of Agriculture

Date

Degree number

Signature

Name

President

Shizuoka Professional University of Agriculture